

小田原市下水道条例の一部改正及び小田原市下水道条例施行規程に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|--|
| 政策等の題名 | 小田原市下水道条例の一部改正及び小田原市下水道条例施行規程 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和2年9月15日（火） |
| 意見提出期間 | 令和2年9月15日（火）から令和2年10月14日（水）まで （郵送の場合は、当日消印有効） |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ） |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|--------|
| 意見数（意見提出者数） | 3件（1人） |
| インターネット | 1人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 郵送 | 0人 |
| 直接持参 | 0人 |

| | |
|---------|----|
| 無効な意見提出 | 0人 |
|---------|----|

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

<総括表>

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|---------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、反映したもの | |
| B | 意見の趣旨が、すでに反映されているもの | |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | |
| D | その他（質問など） | 3 |

<具体的な内容>

| | 意見の趣旨 | 区分 | 市の考え方（政策案との差異を含む。） |
|---|--|----|---|
| 1 | 現在、市条例にて規制強化している対象項目について、「塩化ビニル製の管の耐熱温度は一般的に60～80度と言われており、規制強化を廃止したとしても大きな影響が生じることは無い」などと強化を行わなくて問題ないのであれば、なぜ条例において規制強化を行っていたのですか？ | D | 小田原市を含む酒匂川流域では、昭和57年に流域下水処理場の処理が開始されるとともに水質規制の強化が開始されました。当時は大規模な工場その他、多種多様な事業場からの排水の流入が想定されており、それに伴う処理場への影響を正確に捉えることは困難でした。このため、下水道法第12条の2の趣旨を踏まえ、処理場へのリスク軽減を目的 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | <p>に、やむを得ない必要な措置として複数の項目について規制が強化された背景がありました。現在では、処理場の施設能力や工場・事業場の水質管理体制も規制開始当時と比較して改善が図られております。また、大口の事業場は既に下水道に接続済みで処理も安定していること等も鑑みると、規制強化を継続することは工場・事業場に対し過度な規制を強いることにもなりかねず、事業所撤退を抑制するなど地域経済を守る観点からも、これ以上の規制強化の継続は不要であると判断し、廃止するものです。</p> |
| 2 | <p>生物化学的酸素要求量（BOD）と浮遊物質（SS）について、「現在市内にある多量排水工場・事業場については、そのほとんどが規制強化後の基準値を大きく下回っており、現時点で極端な希釈を実施してもいけないことから、規制強化を廃止したとしても大きな影響が生じることはありません」とありますが、今後そのような多量排水工場・事業場が出てくる可能性は否定できないのではないのでしょうか？</p> | D | <p>このたび水質規制強化を廃止した場合の検証を行うにあたり、算出根拠とする数値には、小田原市を含む流域下水道全体計画の将来計画における計画汚水量・処理水質を用いています。この数値の算出にあたっては、施設画面上安全側を設定するため、過去の実績値のみならず、工場未立地の工業系用途面積も将来の新規工場として想定した汚水量・処理水質を計上しており、実績よりもかなり大きく見積もって算出されている状態です。従って、ご指摘いただいたような多量排水工場・事業場の新規参入等も想定した上で検証を実施しているため、検証結果を超えて影響を及ぼすような事態にはならないものと認識しております。</p> |
| 3 | <p>結果の公表については、小田原市意見公募手続条例第10条を遵守して、議案の提出までに行ってください。</p> | D | <p>ご指摘のとおり、議案の提出までに結果を公表します。</p> |